

岡崎市監査委員公告第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和5年3月30日

岡崎市監査委員	岡	島	讓
同	長	谷川	龍 伸
同	中	根	武 彦
同	井	町	圭 孝

措置の通知書（福祉部 長寿課）

令和4年3月29日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第16号関係分

令和4年11月28日まで

監査結果	措置状況
<p>公有財産台帳について、工作物の台帳が作成されていないものがあったため、公有財産管理規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p>	<p>令和4年12月13日に中央地域福祉センターに係る工作物台帳の作成を完了した。</p>